

第36回守口市子ども・子育て会議

開催日時	令和4年9月30日（金）午前10時00分～午後12時06分																												
開催場所	守口市役所6階 教育委員会会議室（ウェブ会議）																												
案 件	<p>(1) 開会</p> <p>(2) 議題</p> <p>① 「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」中間見直し(素案)について</p> <p>(3) 閉会</p>																												
出席者	<p>○出席委員（13名）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">久保田 健一郎</td> <td style="width: 50%;">木下 隆志</td> </tr> <tr> <td>柏木 智子</td> <td>森 滝子</td> </tr> <tr> <td>横山 美香</td> <td>森園 泰子</td> </tr> <tr> <td>澤谷 欣範</td> <td>邨橋 雅廣</td> </tr> <tr> <td>津嶋 恭太</td> <td>梅景 久美</td> </tr> <tr> <td>寺岡 正頂</td> <td>西村 幾子</td> </tr> <tr> <td>永倉 あかり</td> <td></td> </tr> </table> <p>○事務局（7名）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">こども部長</td> <td style="width: 50%;">尾崎 剛</td> </tr> <tr> <td>こども部次長</td> <td>平田 誠</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課長</td> <td>大下 浩二</td> </tr> <tr> <td>子育て世代包括支援センター長</td> <td>岡田 晴美</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課 課長代理</td> <td>内橋 真吾</td> </tr> <tr> <td>こども施設課 課長代理</td> <td>瀧口 健太郎</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課</td> <td>大畑 朝丈</td> </tr> </table>	久保田 健一郎	木下 隆志	柏木 智子	森 滝子	横山 美香	森園 泰子	澤谷 欣範	邨橋 雅廣	津嶋 恭太	梅景 久美	寺岡 正頂	西村 幾子	永倉 あかり		こども部長	尾崎 剛	こども部次長	平田 誠	子育て支援政策課長	大下 浩二	子育て世代包括支援センター長	岡田 晴美	子育て支援政策課 課長代理	内橋 真吾	こども施設課 課長代理	瀧口 健太郎	子育て支援政策課	大畑 朝丈
久保田 健一郎	木下 隆志																												
柏木 智子	森 滝子																												
横山 美香	森園 泰子																												
澤谷 欣範	邨橋 雅廣																												
津嶋 恭太	梅景 久美																												
寺岡 正頂	西村 幾子																												
永倉 あかり																													
こども部長	尾崎 剛																												
こども部次長	平田 誠																												
子育て支援政策課長	大下 浩二																												
子育て世代包括支援センター長	岡田 晴美																												
子育て支援政策課 課長代理	内橋 真吾																												
こども施設課 課長代理	瀧口 健太郎																												
子育て支援政策課	大畑 朝丈																												

○会長 それでは定刻になりましたので、第36回守口市子ども・子育て会議を開会させていただきます。今回の会議についても、前回までと同様にウェブでの開催になります。なお、前回までの会議で全委員がウェブ会議で御出席いただいておりますので、本日はウェブ会議についての説明は省略させていただきます。

それではまず、本日の出席委員数について、事務局に報告を求めます。

○事務局 本日の出席委員は、定数14名中、13名でございます。

なお、光吉委員につきましては、本日欠席の連絡を受けております。

○会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局より報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議設置条例第6条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、前回会議と同様に、本日も事務局に資料説明をお願いする前にマイクテストを兼ねて、出席いただいている委員のみなさんに一言ずつ名前だけでもいいですのでお願いしたいと思います。私からお名前を順番にお呼びしますので、「挙手カード」を画面に掲げていただきということですが、手を挙げる機能もあるので、もし印刷して持っていなければ手を挙げる機能でもいいので挙げていただき、一言ずつお願いします。

それではまず、木下委員、お願いします。

○木下委員 兵庫県立大学社会科学研究所の木下といいます。よろしくお願いします。

○会長 よろしく申し上げます。では柏木委員、お願いします。

○事務局 柏木委員につきましては今まだカメラがつながっておりませんので、カメラがつながり次第紹介させていただければと思いますので、一度飛ばしていただければと思います。お願いいたします。

○会長 では森委員、お願いします。

○森委員 森滝子です。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。横山委員、お願いします。

○横山委員 守口小学校長、横山です。よろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。よく聞こえました。では森園委員、お願いします。

○森園委員 森園です。よろしくお願いいたします。両方いけました。よろしくお願いいたします。

○会長 よろしく申し上げます。ありがとうございます。では澤谷委員、お願いします。

○澤谷委員 連合大阪守門地区協議会の澤谷です。本日はよろしくお願いいたします。

○会長 お願いします。邨橋委員、お願いします。

○邨橋委員 こども園会の邨橋です。よろしくお願いします。

○会長 よろしく申し上げます。津嶋委員、お願いします。

○津嶋委員 認定こども園協会の津嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 お願いします。梅景委員、お願いします。

○梅景委員 外島認定こども園の梅景です。よろしくお願いいたします。

○会長 お願いします。寺岡委員、お願いします。

○寺岡委員 一般公募の寺岡です。よろしくお願いします。

○会長 お願いします。西村委員、お願いします。

○西村委員 一般公募の西村です。よろしくお願いします。

○会長 お願いします。では永倉委員、お願いします。

○永倉委員 ハローワーク門真の永倉です。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。柏木委員はカメラがつながってからにしましょうかね。

では次に、本日の配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局から次に、本日の配付資料について御説明いたします。まず資料1、第36回守口市子ども・子育て会議次第、1枚物になっております。次に、資料2、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」中間見直し（素案）になっております。あと参考資料としまして、守口市子ども・子育て会議のウェブ会議開催について、守口市子ども・子育て会議のウェブ会議開始に伴う注意事項について、音符カード・挙手カード、質疑受付票でございます。なお、ウェブ会議関係資料、音符カード・挙手カード、質疑受付票については、これまで資料番号をつけてお渡ししていましたが、今会議から参考資料とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局から資料の説明がありましたが、資料の確認をお願いします。不足などがございましたら、挙手カードを画面にお示しください。

(不足なし)

大丈夫そうですね。

それでは、早速本日の議題に入らせていただきます。本日の議題は、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」中間見直し（素案）になります。前回の会議では、事務局から「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの量の見込み及び確保方策の数値の算出方法などや考え方などについて報告を受け、委員の皆様にご意見などをいただきました。本日の会議では、事前に事務局から当該計画の中間見直しの内容の素案として示されておりますので、まずはこの内容について事務局から説明をいただいて、質疑を経て議論・検討に進めればと思います。委員の皆様には、忌憚のない意見を出していただくようお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。議題の「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」中間見直し（素案）についてですが、まずは素案の位置づけについて触れておきたいと思います。この素案については、前回の会議で委員の皆さんの御意見などを踏まえて、事務局にて作成された事務局案になります。この事務局案について議論・検討を深めていただき、次々回の第5回会議にて、中間見直しを子ども・子育て会議の答申として取りまとめるという、次の次の会ですね。次は貧困のほうになりますので、次の次に取りまとめると、その後、市に対して提出するということとなります。なのでこっちをメインにするのは今回ということになります。そのため、本日は委員の皆さんの御意見・お考えを、可能な限りこの時間内に出していただきたいと思います。まだなかなかすぐに読む時間が取れていない委員もいらっしゃると思いますが、できるだけ説明を聞いて出していただくという感じをお願いしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料2を御覧いただきますようお願いいたします。前回の会議でお示しいたしました中間見直しの考え方に基づく教育・保育の量の見込みと確保方策、そして地域・子ども子育て支援事業の13事業の見込みと確保方策を踏まえまして、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの素案を事務局にて作成いたしました。素案の中で、下線が引かれている箇所が今回の中間見直しで、当初計画から見直し・修正を行う文章または数値となっております。それでは、資料に沿って、順番に御説明をいたします。

1 ページ目を御覧ください。こちらは、軽微な文言の変更と、東部、中部、南部の3エリアの児童数の人口を令和4年4月1日時点の人数に変更しております。

それでは、2 ページに参ります。2 から6 ページにかけまして、令和5年度及び令和6年度における教育・保育の量の見込み及びそれに対する確保方策を見直し後の数値に変更しております。なお、それ

それぞれの詳細な説明につきましては、前回の会議でお示ししたのから変更しておりませんので、こちらの説明は今回割愛をさせていただきます。なお、前回の会議でもお伝えしましたが、現在、子育て支援政策課から市内の民間施設に対しまして、令和5年度及び令和6年度に利用定員の変更予定があるかないかという最終確認・調整をさせていただいております。そのため、数値につきましては、大きな変更の予定は見込んでおりませんが、現在確認中の部分がありますことから、一部数値に修正の可能性があるということについて、御了承を願います。なお、確認、調整がつき次第、修正の有無につきまして、また御報告させていただきます。

それでは3ページに参りまして、1号認定子ども、いわゆる幼稚園部分につきましては、市全体で、令和5年度、令和6年度ともに確保方策は充足する見込みでございます。

4ページに参りまして、2号認定子ども、いわゆる保育所部分の3歳から5歳児につきましては、市全体で、令和5年度及び令和6年度それぞれ139人、101人の確保方策が不足する見込みです。エリア別に見ますと、中部エリア及び南部エリアで不足が見込まれます。

続きまして5ページに参りまして、3号認定子ども、いわゆる保育所部分の0歳児につきましては、市全体で、令和5年度及び令和6年度ともに確保方策は充足する見込みです。

6ページに参りまして、3号認定子ども、いわゆる保育所部分の1歳から2歳児につきましては、市内全てのエリアで確保方策の不足が見込まれ、市全体では、令和5年度及び令和6年度それぞれ338人、279人の確保方策が不足する見込みとなっております。

それでは、7ページに参りまして、こちらには見直し後の数値に対する評価と今後の受け皿確保の考え方について、記載をしております。このたびの中間見直しにおきまして、令和5年度及び令和6年度の量の見込みと、それに対する確保方策を算出したところ、資料に記載のとおり2号認定及び3号認定の1・2歳については、東部、中部、南部全ての地域において確保方策の不足が見込まれ、今後さらなる確保方策が必要との結果が得られました。そのため、今後の対応策としましては、この間本市が進めてきた公私連携による就学前教育・保育政策を発展・強化する観点から、私立認定こども園に対し、定員の弾力化に対する協力をさらに要請するとともに、中長期的な観点からの受け皿の確保・充実に向けても、7ページ下部の対応を早急に検討・実施していきます。

確保方策の考え方については、以下枠囲みを御覧ください。現時点においても、定員弾力化をはじめ利用希望保護者に寄り添ったきめ細やかな利用調整を行うことにより、厚生労働省基準ではありますが、待機児童ゼロを4年連続して達成しており、直ちに不足数を全て補う施設規模、または定員の確保が必要となるものではございません。また、既に人口減少社会に突入している我が国においては、今後合計特殊出生率の劇的な回復がない限り、長期的には就学前児童数が減少していくことが見込まれる状況にあります。一方で中期的観点からは、今回の中間見直しの評価結果に加え、令和3年4月にスタートした第6次守口市総合基本計画に定めたとおり、「いつまでも住み続けたいまち守口」の実現に向けて、0歳から就学前教育・保育の無償化等により、将来的に子育て世帯の転入・定着を政策的に奨励している点を踏まえると、適切な確保方策の推進は不可欠です。以上のことを総合的に勘案すると、ともすれば硬直的対応となりがちな公主導ではなく、本市がこの間推進してきた民間主導により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり「公私連携による確保方策の確立・推進」が望ましいと考えております。そこで、本市としては、今回の中間見直しにおける検証結果に基づく今後の確保方策につきまして、次の項目を中心に実施を検討していきます。その下に、確保方策の具体的項目を4つ記載しておりますが、次のページから9ページにかけてそれぞれの項目について市の考え方を記載しております。説明に当たっては、まず項目を順番に説明し、次にそれぞれの考え方を説明させていただきます。

それでは、7ページの下部、確保方策の具体的項目として、まず【1】保育施設の新規募集及び新規認可による定員の拡大を図ります。次に【2】民間認定こども園等の建て替え等の施設整備の促進による定員の拡大を図ります。次に【3】公立認定こども園の老朽化を踏まえた民間移管と、これに伴う定員拡大及び利用児に対するサービスの拡充を図ります。なお、移管施設については、現在の公立3施設の老朽化度等を踏まえ、令和7年度に外島認定こども園を予定しております。最後に【4】民間認定こども園の教育・保育サービスの充実に向けてさらなる支援を進めます。本市子ども行政としては、現在も利用児童の多数を占める市内民間園における利用児童の教育・保育環境の充実について、今後さらにしっかりとその責務を果たすべきと認識し、公立1園の民間移管実現に伴い、将来確保可能と見込まれる財源は、全て市内民間園の利用児童の処遇改善に活用することを基本とします。

それでは各項目の考え方を説明いたしますので、8ページをお開きください。まず【1】保育施設の新規募集及び新規認可による定員について、新規募集施設数または認可施設数の見込みについては、中間見直しの結果や会議での意見を踏まえつつ、不足定員数を算出した上で必要な施設数を決定していくこととなります。現時点では、0歳から5歳までの児童が通園することのできる保育所を1園ないし2園の認可を想定しております。また、募集する場合のエリアについては、全てのエリアで不足が見込まれ、とりわけ中部エリアが多く不足が見込まれますが、市域が狭隘な本市においては、既に居住地域を超えて園を御利用されている実態もあることから、現時点では、募集する場合のエリアを限定する予定はありません。今後精査の上、募集施設数等を決定します。

次に【2】民間認定こども園等の建て替え等の施設整備の促進による定員の拡大について、具体的な促進策として、現在、民間認定こども園等の施設整備、建て替え等については、国基準に基づき補助金を交付しておりますが、施設整備の実施に伴う各民間園の児童の受け皿の拡大をさらに推進していくに当たり、引き続き各園の意向を踏まえつつ、より早く施設整備による受入定員の拡大を実施できるよう、財政支援を継続していきます。

次に【3】公立認定こども園の老朽化を踏まえた民間移管と、これに伴う定員拡大及び利用児に対するサービスの拡充についてです。公立園と民間園の運営費を比較すると、民間園のほうが運営費も低廉で、また国の財政措置等により公費負担も低くなります。加えて老朽化施設について、定員拡大のために施設整備、建て替えを行う場合、公立園として建て替える場合は全額市負担、一部交付で税措置がございしますが、こちらは全額市負担となりますが、民間園が施設整備する場合は、国の財政措置が導入できること等により、市費負担は国の基準額の1/2となります。以上のことから、同じ規模・定員による施設の整備に当たっては、民立民営方式としたほうが必要な市費負担は少なく済み、その相当財源は、現在も利用児童が多数を占める市内民間園の教育・保育環境の充実に充てることができます。

次に配慮が必要な児童の受入れなど、かつて公立園がセーフティーネットとして果たすべきとされてきた役割については、既に民間施設でも配慮が必要な児童の受入れは行っていただいております。公立施設だけがその役割を全て担うものではなく、公民連携により市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考えています。このため、この間も、障害児加配補助の改定や医療的ケア児支援の新たな実施を行ってまいりましたが、今後も引き続き民間施設において受入れができるよう、行政としてしっかりと支援を行ってまいります。

次に、民間移管を予定する園につきましては、先ほどお伝えいたしましたとおり外島認定こども園を予定しております。建物の竣工が昭和57年4月であり、公立3園の中で建物全体の老朽化が最も進行していることから、「外島認定こども園」を令和7年度から民間移管することを予定しました。

9ページに参りまして、民間移管の詳細な条件については、現行定員を上回ること以外の詳細な条件については、今後内容等を精査し決定をしていきます。

次に、現在在園している児童について、民間移管した場合であっても当該園に在園する児童は当然にこれまでと変わらず通園可能とし、卒園するまでの間、同施設での教育・保育サービスの提供を保障します。ただ、転園を希望された場合につきましては、通常の転園手続と同様の手続をしていただく必要が生じます。

次に、民間移管のスケジュールについて、過去に民間移管をした際のスケジュールを参考に現時点の想定では、本市子ども・子育て会議での御理解・御承認、答申がいただければ、令和4年度中に市としての方針を決定し、令和5年中に公募型プロポーザル方式により、民間移管する事業者を選定し、同年中には事業者を正式決定するスケジュールを見込んでおります。その後は、令和6年度に1年間をかけて引継ぎ保育を実施し、令和7年4月からの円滑な移管開始を想定しております。

ここで資料には記載しておりませんが、1つ報告がございます。一昨日の9月28日水曜日に、市立外島認定こども園の在園児の保護者の皆様に園の運営に係る現在の検討状況につきまして、説明会を実施いたしました。この場をお借りしまして、説明会の中で実際に出ました保護者様の御意見等を報告させていただきます。御意見といたしまして、「移管した場合、保護者負担は増えるのか」、「入園時点で民間移管の話は聞いていないため、現在の在園児に影響がないよう、令和10年度以降にしてほしい。移行期間の先延ばしの余地の有無について教えてほしい」、また「過去に移管した園における移管後のトラブルやその解決方法を教えてほしい」、ほかに「公立施設と私立施設の希望ニーズの差は把握しているのか」、「なぜ公立施設と民間施設の運営費に大きな差があるのか」、「配慮が必要な児童への加配保育士はこれまでどおり配置されるのか」、「市の考え方に対して意見を言う場を設けてほしい」、「パブリックコメントの結果と市の考え方を保護者にしっかり説明してほしい」、このような御意見がございました。本市としましては、この子ども・子育て会議における委員の皆様様の御意見等を踏まえて中間見直しの内容を決定していくこととしておりますので、方針が決まり次第、保護者の皆様には改めて丁寧な御説明させていただきたいと考えております。

それでは資料9ページに戻っていただきまして、最後に【4】民間認定こども園の教育・保育サービスの充実に向けて、さらなる支援についてです。児童の受入定員の確保方策として、本市は民間主導による確保策を講じ、これを推進していくことのほうが望ましいと考えております。そのため、市としては民間主導で進める確保方策を後押しする形での支援方策が重要と考えており、今後の支援内容は、民間園を利用する児童の処遇改善に着目した支援を中心に検討していくこととします。なお、具体的な支援内容については、実態に即した効果的な支援となるよう、園の運営にあたる民間事業者の意見等をしっかり聴取した上で、公私が連携することで利用園児の教育・保育の充実につながるメニューを立案ないし充実を図ります。

それでは、10ページをお願いいたします。ここからは地域子ども・子育て支援事業について御説明させていただきます。なお、こちらの事業につきましても、前回会議で量の見込みの見直し後の数値について説明させていただきましたので、本日は見直し後の量の見込みに対する確保方策の内容、具体的にはそれぞれの事業の一番下に黒い太枠で囲っている部分となります。こちらを中心に説明をいたします。なお、地域子ども・子育て支援事業については、全ての事業で量の見込みの数値と確保方策の数値を同数としておりますので、確保方策の数値についても説明は省略させていただきます。

それではまず、(1)時間外保育事業について、こちらは認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等において必要量を確保してまいります。

11ページにまいりまして、(2)放課後児童健全育成事業についてです。こちらは、事業の内容等について、下線部のとおり記載を一部修正しております。

12ページにまいりまして、太枠内を御覧ください。もりぐち児童クラブ入会児童室について、この間も利用児童数の増加傾向にあったクラブについて、施設整備を図るなど環境改善に努めてきました。

今後も全ての市立小学校等の敷地内施設を引き続き活用して実施することを基本に、学校及び市教育委員会と協議を行い、今後の利用ニーズに対応した事業実施場所の適切な確保を図ります。なお、本市のもりぐち児童クラブ入会児童室事業、小学校等の1から3年生になりますが、こちらについては、平成31年度から業務委託としていますが、受託事業者においては市が定めた仕様書等に基づき、利用者負担金を据え置いたままで開設時間の延長を実施したほか、児童の安全確保のため入退室管理システムの導入を図るなど、数々のサービス向上が図られており、利用者へのアンケートにおいても評価をいただいております。今後も支援員等のさらなる資質の向上、保護者や児童が安心して利用できる環境づくり、危機事象発生時の迅速対応や未然防止に向けたマニュアルの励行などの指導を徹底し、現契約終了、こちらは令和6年3月末となりますが、こちらに続く次期委託についても、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行い、引き続き民間委託によるよりよい放課後児童健全育成事業の実施に努めます。なお、保護者等の選択肢の拡大の観点から、民間の放課後児童健全育成事業の実施の届出のあった場合については、事業実施基準を厳格に審査した上でその届出を受理し、保護者の選択による利用の促進を可能とします。

13ページに参りまして、高学年（小学校等の4から6年生）の児童については、全ての市立小学校等で実施しているもりぐち児童クラブ登録児童室を活用して対応することとします。なお、保護者等の選択肢の拡大の観点から、民間の放課後児童健全育成事業の実施の届出のあった場合については、事業実施基準を厳格に審査した上で、その届出を受理し、保護者の選択による利用の促進を可能とします。

14ページに参りまして、次に【3】子育て短期支援事業についてです。こちらは、新型コロナウイルス感染症により、施設側の受入体制が整わない、または利用を控えるなどの影響が生じ、利用が減少しました。保護者のニーズに対応できるよう乳児の受入可能な施設を増やすため、令和3年度より新たに受入施設数を5施設から7施設へ拡充しました。引き続き現在の実施施設数を維持し、必要量の確保を図ります。

15ページに参りまして、次に【4】地域子育て支援拠点事業についてです。こちらは、新型コロナウイルス感染症による事業の一時停止や感染拡大防止対策のための利用制限などにより、利用が減少しました。また、市民の利便性及び市全体のバランスを踏まえ、令和2年10月に南部エリアに新たな地域子育て支援拠点事業を1か所確保しました。引き続き、現在の実施施設数を維持し、必要量の確保を図ることに加え、身近な子育ての交流、相談の場としてその利用が一層促進されるよう、実施園においてもPRの充実や事業の充実に努めていただくとともに、市と各地域子育て支援拠点の連携強化に加え、子育て世代包括支援センターの体制強化やこども見守り強化事業における民間団体の活用などにより、各地域で在宅の子育て世帯や課題を抱える子どもとその家庭を支援する取組を充実強化します。なお、児童センターは、子育て支援の拠点施設としての機能の拡充を行い、東部地域における拠点施設とするとともに運営手法について見直しを図ります。

16ページに参りまして、次に【5】一時預かり事業等についてです。まず、1号認定及び2号認定を対象とした幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについては、認定こども園及び私立幼稚園による事業が想定され、必要量を確保できる見込みです。それ以外の一時預かりについては、18ページに参りまして、認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等のほか、企業主導型保育事業においても必要量を確保します。また、ファミリー・サポート・センター事業による確保も見込んでおります。

19ページに参りまして、次に【6】病児保育事業についてです。こちらは、市全体では確保方策は充足できる見込みです。現在、実施施設が南部エリアに集中していること等を踏まえ、各エリアにおいて事業実施施設を設けることや、医療機関併設型の事業実施施設の配置を検討するなど、一層保護者のニーズや利便性の向上に対応できるよう取組を進めます。また、利用促進に向け、病児保育事業の市民に対するさらなる周知活動にも努めていきます。

20ページに参りまして、次に、【7】ファミリー・サポート・センター事業についてです。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時利用が減少したものの、感染拡大防止対策を図りながら学校園・経済活動が平常化に向かっており、利用ニーズが高まっています。引き続き必要な確保量を見込んでまいります。今後も引き続き様々な方法で事業の周知を図り、会員拡大に努めるなど、多くの市民が利用できるよう努めます。

21ページ上部に参りまして、次に、【8】利用者支援事業についてです。令和4年度から子育て世代包括支援センターを児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」として位置づけ、関係機関との連携を強化するとともに体制整備と機能強化を図っています。今後も引き続き子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施するため、相談・支援体制の充実強化に努めます。

同ページの下部に参りまして、次に【9】妊婦に対する健康診査についてです。こちらは、直近2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行下にあり、感染への懸念から妊娠活動の見送りや妊婦検診の受診控えで量の減少が見られました。引き続き全ての妊婦を対象として必要な事業量を確保します。

22ページ上部に参りまして、次に【10】乳幼児全戸訪問事業についてです。新型コロナウイルス感染症により、感染を懸念し訪問を拒否するなどの影響が生じましたが、電話訪問や4か月児健診を通じ、市内の全ての子育て家庭の把握に努めていきます。引き続き全ての乳児を対象として必要な事業量を確保します。

同ページの下部に参りまして、次に【11-1】養育支援訪問事業についてです。こちらにつきましては、見込み値の訂正がございまして、前回会議では、令和4年度が399人、5年度が438人、6年度が481人として見込んでおりましたけれども、令和3年度以前の実績値に誤りがあったことが判明したため再度推計し直しましたところ、令和4年度、5年度、6年度の見込み値は、いずれも34人となりました。おわびして訂正させていただきます。確保の内容でございますが、令和2年度より従来の相談型に加え、育児家事援助型として委託事業所からヘルパーの派遣を開始し、保護者のニーズや各家庭の課題に応じた掃除や洗濯、調理等の家事の援助を行うことで、保護者の養育負担の軽減やネグレクトの改善を図っていきます。今後も、市の専門職員それぞれがスキルアップを図るとともに、民間団体や関係機関と連携を強化しながら支援を要する子どもとその家庭の実情を把握し、組織としてリスクや課題を適切に評価、判断した上で計画的かつ効果的に訪問支援を実施する体制を整備し、各家庭の課題に応じて養育支援訪問事業など、必要な支援へとつないでいきます。

23ページ上部に参りまして、次に【11-2】子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業についてです。こちらについては、実態に合わせまして下線部分を修正しております。具体的には、令和4年度から子育て世代包括支援センターを児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」として位置づけ、関係機関との連携を強化するとともに体制と機能強化を図っています。今後も増加傾向にある児童虐待をはじめとする家庭児童相談へ適切に対処するとともに、多様化、複雑化する問題を抱える子どもとその家庭及び妊産婦に対し、関係機関等が連携し、実情の把握から相談、支援へとつなげていくため、相談・支援体制の充実強化に努めることとしています。

同ページの中部、次に【12】実費徴収に係る補足給付を行う事業についてです。こちらについても、令和2年4月より本事業の対象となる子どもを含む認定こども園及び保育所等を利用する1・2号認定子ども及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する子どもの給食費のうち、副食費相当額について補助していますので、実態に合わせて下線部分を修正しております。

同ページの下部、次に【13】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業についてです。こちらにも実態に合わせた記載の修正となります。下線部分、これまで市としては、特別な支援が必

要な子どもの受入れについては、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考え、障がい児加配補助制度の実施や、医療的ケア児受入支援事業の実施などにより、民間園での受入体制を構築・支援するための施策を充実してきました。今後も引き続き民間園での円滑な受入れをさらに促進するために、行政としてしっかりと支援していくとともに、市全体における質の高い適切な教育・保育等の提供体制の確保を図っていくという内容を追記しています。

最後に25ページでございますが、こちらは文言の修正のみとなります。

以上、長くなりましたが、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」中間見直し(素案)についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。では今説明していただいて、次々回の答申のとりまとめに向けて、計画自体の書きぶりやそれに付帯する意見や要望についての御意見等を賜りたいと思います。進め方なのですが、これまでの会議で最も御意見が多かった部分で、今回の中間見直しで一番大きなところ、教育・保育の確保方策については、先ほど出してもらった4つの点で出してもらったのですが、それで細かく1点1点議論していただくことにしたいと思います。また、放課後児童健全育成事業についても、前回の会議で意見がありましたので、また受け入れたいと思います。その2つは後でしっかりやるとして、まずはそれ以外のところ、要するにページ数で言いますと、1ページから9ページはまた後でしっかりとやりますので、それと11ページと12ページと13ページはまた後で議論しますので、まず10ページの延長保育のところと、あとは14ページ以降のところと、放課後児童クラブのところと教育・保育の確保について以外のところから御意見をいただきたいなというふうに思います。

まずはそこ、その点について、御意見とかがありましたら挙手カードを御提示ください。

○委員 大したことではないのですが、ちょっと気になったので、12ページは大丈夫ですかね、話しても。

○会長 12ページといったら放課後児童クラブなので、またすみません、後でお願いします。そのときにいいですかね、ごめんなさい。

○委員 はい、では後にします。

○会長 14ページ以降が主ですね。あとは10ページの延長保育のところということで、そのあたりで御意見はいかがでしょうか。

どちらかという、文言や数値の修正が主になる部分だと思うのですが、何かありましたら。

○委員 23ページの13番目、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業というのがありますけれども、いろんな部分にわたっての新規の事業者のことで、いろんな方に入っていただきたいと思うのですが、ただ1つ同業者と若干絡んでしまうのでちょっと気にはなるのですが、ただ小規模とかで株式会社が運営しているところが割と簡単に事業をやめてしまったりとかということがいろんなところで散見するわけですね。そういうことも踏まえて、できるだけ事業者選定のときにはやはり保育内容などソフト部分の充実というのをしっかりとチェックはしていただいたほうがいいかと思います。多分書類上は建物の部分はチェックはできるのですが、実際に子どもに関わるソフト的な部分、ここがすごく見えにくいので、ぜひこのチェックを丁寧にやっていただいたほうがいいかなと思うのでよろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございます。これはまた後で議論する部分も関わると思うのですが、病児保育とか障害児とかそのあたりのことにも入ってくるかと思うのですね。そのあたり事務局、いかがでしょうか。お願いします。

○事務局 13事業の多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業ですが、こちらは子ども・子育ての13事業の中に位置づけられておまして、国の障害児補助制度が異なったりする部分で事業者が入りづらくなるようなことがないようにしっかりと取り組むというところ

ろの事業でございまして、委員がおっしゃるように、多様な事業が入ってくることについては促進するのですが、そこに対してはしっかりと行政としてチェック機能を果たしていくということが行政の役割と考えておりますので、そのあたりについてはしっかりとしたチェックを行っていくというところはセットになってくるかなと思っております。以上です。

○委員 よろしくお願ひします。

○委員 24ページの(4)番にあるところなのですが、ここについては小学校との連携、要は保・幼・小の連携について記載がされておまして、これもかねてからの私もいろいろと主張というか意見を言わせていただいていたのですが、実際にはやはり小学生と、あとは乳幼児が関わるような、いわゆる探検訪問であるとか職場体験とか、そういう形でお互いのそういうところの交流は結構進めていただいていると思うのですが、ここに今回記載をいただいておりますいわゆる教職員同士の交流とか研究とか研修、そういうところは特に小学校の接続カリキュラムが出来上がってきて、特に現場での実態というか、どういうことを進めているのかというところはお互いに見識を深めるというか、知り合える機会というのは非常に重要になってくると思うのです。こういうところが具体的に進むことを期待するのですが、今までで言えば、地域で積極的に進めようというところについては交流が少しあったりかなのですが、私の知り得ているところでは、まだそこまで教職員間の交流というのはやはり進んでこなかったと思いますので、今回ここに記載していただいていることは大いに評価できると思いますし、守口市としてもそういうところを進めていただくことによって小1プロブレムであるとか不登校の問題であるとか、また障害に関わるそういうところの教育・保育というのはどういうふうに進めてきているのかとか、うまく接続がいくと思いますので、ぜひ具体的にまたここについては強化というか、1歩、2歩前進していただきたいなと思っております。意見としてです、お願ひします。

○会長 どうもありがとうございます。どうでしょう、これは事務局もそうですし、委員とか何かここは御存じというか御意見とかがありましたら。

○委員 私も今、委員のおっしゃったことについてはすごく大事な部分かなと思っております。いろんな民間の保育の事業者の参入ということをして市が積極的に進めていると思うのです。それで本当に多様な民間事業者が保育の確保という意味で、たくさんの施設ができるのはすごくいいことだなと、確保の意味ではいいことだなと思うのですが、委員のおっしゃったように教育の内容についての幼稚園等の連携については、やはり教職員同士とか施設と小学校とかが積極的に連携をしていかないと、なかなか子どもの学びにはつなげていかないのかなと思っておりますので、そちらの連携についても今後きちんと深めていけるような内容になっていければいいかなとは思っています。

○会長 どうもありがとうございます。保幼小の連携ってどうしても人についやう仕事というか、熱意の校長がいるとそれで結構進んで、その人が異動するとなくなるみたいな感じのところが多いかなと思っております。また株式会社の園とかで言えば、やはりちょっとそのあたりの意識が違うのではないのかなということもありますので、多様な主体が参入することでそうした連携がなおさらやりにくくなるというふうな部分もあるのかなというふうにも思っています。

○委員 小学校の先生は大変お忙しいのと、年度によって役割、担当が代わるので、いろんな情報交換をしてもそれがなかなかつながっていかないという問題があります。そこを私らも気をつけてお話しするのですが、なかなか難しいのだろうなとは思っています。小学校の先生の忙しさが何とかなれば割とスムーズに進んでいくのではないかなと私は思っております。

○会長 どうもありがとうございます。この件について事務局、何か後押しするような政策とか何かありますでしょうか。お願ひします。

○事務局 基本的にはやはり園と地域というのがいろいろつながりもあると思いますが、行政といたしましては認定こども園会、また認定こども園協会の皆さんと御意見を交換する場もございますし、そのあたりで両会長、今回御参力いただいておりますけれども、そういった中で私どもが入らせていただいて、教育委員会との連携も十分にできるような状況にもございますから、そのあたりの御意見というのは具体的にどういうふうに進めていったらいいかというのは我々としても積極的に参画させていただいて、また具体的な議論を進めていければなど、そのように考えております。

○会長 どうもありがとうございました。

柏木委員が入っていますので、柏木委員、挨拶だけ全員にしてもらったので、一言だけマイクテストも兼ねてお願いしたいと思います。

○柏木委員 先ほど声を出すことができなくて申し訳ございませんでした。柏木と申します。今回で学校と地域の連携というお話も今出ておりますけれども、確かに学校は忙しくて連携まで行かないところというのが非常に多くありますけれども、やはり教育活動を豊かにするためには連携というのをどう進めていくのかというのが非常に大事になってきていますので、ここは政策を話し合うようなところでもありますので、そのためにどう人員を配置するかとかそういうところも含めて議論できればというふうに思っております。ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。

ではこの件はここまでとして、ほかありますか。今言ったところで、教育と保育と放課後児童クラブ以外のところで、何かありますか。特にないですかね。

こちらも大事なところが多いですけど、多分教育・保育の確保のところが一番大きくなるかなと思いますので、では教育・保育の確保のところについて意見をいただきたいのですが、進め方としては先ほどお話ししたように、各項目ごと、資料7ページを見ていただくところのほうに4つほど確保方策の具体的項目というのがあって、その次、8ページから1個1個について説明がなされているということで、この4項目、7ページの下に書いてあって、8ページから1個1個具体的に書いてあるこの4項目について、順に御意見をお伺いしたいと思います。中にはどうしても混ざりますので、完全に切り離せないところもあるかなと思うのですが、一応順番にということで、切り離せないところはそれは無理がないようにということで進めていければと思います。

ではまず、この定員の拡大というところ、保育施設の新規募集、新規認可による定員の拡大のところ御意見がありましたらお願いします。

○委員 1番目の定員拡大というところなのですけれども、上部に書いていただいているように、現在定員の弾力化に対する幅を広げようということで調査もしていただいているところではあると思うのですが、前回のところでも協会を代表しましてお伝えさせていただいたのですが、やはり今後はこの人口減少というのは全国的に見れば歯止めがかかっていなくて、出生率も1.30ですか、特殊出生率も2021年はそういう形になっていきますし、もう既に80万人の出生数も切ろうかというところで、2022年には80万人を切れるのではないとも言われている中で、実態というかどれぐらいの待機児童も含めて確保方策が必要かということは慎重に検討はさせていただきたいなと思っておるのですね。民間に委ねていただいて拡充していただくということについては私も否定するものではもちろんないのですが、実際に隠れ待機児童というのが守口市にも200名を超える隠れ待機児童がまだ見られるということで、実質厚労省まとめではゼロにはなっていますけど、その辺について、やはり分析をしっかりとしていく必要があるのかなと、隠れ待機児童の原因とか理由はどこにあるのかということで、単に施設の不足がそれだけに値しているのかということと、それ以外にニーズに合っていないとか、やはり今単願と言われまして、結構調べる

と細かいところで言うと横浜市なんかでも大規模で隠れ待機児童の詳細について調べるということをしたようなのですけれども、単願というその1か所しか書かれない方とか、実際には産休・育休制度をもちろん延長されている方というのはそこから除かれると思うのですけれども、特定の法人が運営するところだけを希望に上げられるというか、やはりニーズといいますか、なぜそこにポイントがあるのかということと、それで言えば全体の我々の教育・保育施設として受け入れる施設としては全体の質をニーズに合うように、足りないところは底を上げていけるように全体の資質の向上というのは必須かと思えます。ですからそういうところについても、市がうまくマッチングをさせられる、いわゆる保護者と園とをマッチングをさせられるような情報の発信とか、やはり園に足らずの部分とか、どういうところを保護者から聞き取りをして、こういうところをもう少し充実させればここにも入ってきてくれますよということで、まずは今ある既存の施設で実際に目いっぱい受入れができる、そしてまた保護者もそこへ入りたいなと思えるような形でそういうところをつくっていくという、そういう形でまた支援をまずいただきたいなと思えます。その上で足りない部分については、やはりここは一定拡充というのは必要になってくるかなと思えますので、まずできることとしては隠れ待機児童の分析というのも、一度私としてはお願いしたいし、市として必要性というかそこについても見えてくるのではないかなと、なぜそこにまだ隠れ待機児童がそれだけ出ることかということですね。実際に希望する園数が内定に至った人よりも少ないことが判明した、やはり希望する園が少ないともちろん内定に至った人は少なくなりますし、1園のみを希望する人が多いとか、特定の法人を運営するところのみを希望するケースもやはり多いというのがその分析にも出てきていたというのも、他市でそういう傾向に見られるということで、守口は今第1希望から第4希望までを聞いていると聞いておりますけれども、その希望できるところの枠組みをもう少し広げてみるとか、全体の質が上がってくればお母さんとしても納得してその施設に入ろうという意識も出てくるのではないかなということで、お伝えしたいのは、安直なというか安易な拡充の検討ではなくて、それぞれ個々のニーズが何かということの分析をした上で、その上でまた拡充につなげていっていただけたらなと考えています。そういうことで今後の新設した部分が定員の拡大の前に、できることについては十分そこについてもやっていただいた上での拡充につなげていただきたいという思いでおりますのでお願いします。

○会長　ありがとうございます。どうでしょう。そのあたりについて、要するに隠れ待機児童の内実の分析みたいところも、拡充に当たって必要だということですけど、そのあたりで実際に全国的にどんどん枠は拡大しているのですけど、枠は拡大しているのだけ待機児童がいるという状況は全国的にあるかなと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか、事務局の方、どなたか。お願いします。

○事務局　我々守口市といたしましても未利用児童の方に、例年4月の当初に保育の状況調査というのをさせていただきまして、4月以降の利用状況というか、保育のニーズ状況をお聞きさせていただいているところです。その中で求職活動で申込みをされたけれども、今現在はもう求職活動をしていませんというような方であったり、育児休業を延長して今現在保育の必要性がないですというような状況というのも把握はさせていただいているところです。また特定の園を希望されている方というのもやはり一定数いらっしゃるというのが実情ではございます。ただ、もう少し詳細な、例えば特定のその園の中でもある法人だけとか、そういったさらに詳細な分析というのは、今後御指摘のようにさせていただく必要があるのかなと思えますので、そのあたりもしっかりと分析した上で今後新規施設の認可ということの数も含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員 御答弁ありがとうございました。今言っていただいたように、まず、詳細についてもそれぞれの運営している法人も、そういう情報をまたフィードバックをいただくことによって変えていけるところとか、枠を広げていったりとか、質を高めていったりとかそういうこともできるかなと思うので、できれば、言ったら個々のそういう分析した情報については御提供をいただければ保育をする上においては参考にさせていただけるのかなと思うので、ぜひお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。でも定員拡大についても全般的に何か御意見があったらもう言うていただければと思いますので。

○委員 この1から4の項目について大きな点では全然問題はないと思うのです。ある程度少子化の進行の具合であるとか、どうしても待機児がなくなるという状況になってくるというふうなことであれば、当然せざるを得ない内容だと思います。ただその時期をいつにするのかというあたりのことがここでは見えてこないで、今までの資料から考えてこんな感じなのかなというのを私なりに持っています。1番の新規募集、新規認可によるものについては前回の質問回答資料で、令和7年度以降については次期計画策定において、社会情勢を反映した児童数をしっかりと見定めてまいりますということで、少子化の動向をこの時点でもう一回きっちり把握しますというような回答が送られてきていたので、それによって新設というのはかなり大きな影響を受けるのではないかなと思います。そういう意味ではまず既設園の建物の建て替えのときの増設、定員増加であったりとか、あるいはこの中で建て替え等の中に増築というの含まれているのかというのちょっと分からない、敷地に余裕がある園であれば増築することによって定員増加もできますし、そこらのことが分からない。

それと外島の民間移管については、平成7年に実施して、その段階で建物を建て替えられていると思うのですよね、この段階で多分定員増がどれぐらいになっているのかも分かり、それから先の守口市の人口動態を見て新設が要るかなというふうな流れであるかなと私は理解しているのですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○事務局 先ほどの実施時期の部分でございますけれども、まず1番につきましては、新規募集、今回新規認可による定員拡大につきましては、第二期子ども・子育て支援事業計画におきましてその方針が定まりますと、時期といたしましてはその翌年度、令和6年度に公募いたしまして、そこから新規施設の認可となってまいりますので、早ければ令和7年度ということも可能なのですけれども、令和7年度か令和8年度の開始にはなってまいります。

2番の施設整備の建て替え等の促進による定員の拡大におきましては、これにつきましては特段建て替えに限っているものではございませんでして、当然各施設で増築等により定員拡大をしていただく余力といいますか、可能性があるようでしたらそこにつきましてはしっかりと財源措置をさせていただくことについては同じかなと考えております。3番の公立認定こども園の老朽化を踏まえた民間移管につきましては、現在のスケジュールといたしましては、同じく今年度方針決定いたしますと令和5年度に事業所の選定を行いまして、令和6年度に引継ぎ保育、令和7年度に民間移管という形になります。建て替えにつきましては、基本的には移管後の事業者の建て替えになってまいりますので、建て替えの実施時期につきましては、その先にはなってまいります。

スケジュールといたしましては以上でございます。先ほど申しました令和7年度以降の保育ニーズにつきましては、やはり人口動態に加えまして保育ニーズ、いわゆる保育の必要性のところも社会情勢によっては変わってまいりますので、本市といたしましても、いろいろと子育てに優しいまちづくりの推進を進めておりますので、女性の就業率であったり、保育の必要性の認定率というのですけれども、その助長とかも我々としても目指しておるわけでございますので、そのあたりからしますと、令和7年

度以降、本計画の次の時点につきましてはしっかりと第三次の中で見極めてまいるというところがございます。

○委員　こちらのコンピューターの都合で前半のところがちよっと聞き取れなかったのですが、新規のスケジュールは6年度でもう決定ということですか。

○事務局　すみません、一部補足と訂正で、新規認可でございますけれども、一番最短で行きますと令和5年度に新規施設を整備いたしまして、令和6年度からが新たな施設の開始、定員の拡大が最短で見込むことが可能かと考えております。

○委員　待機児童がいる状況では仕方がないと思うのですが、やはりこれから先の子どもの減少を考えたときに、新設というのはできるだけ避けたほうがいいかなと思います。というのはこの前も言ったように、できてしまった施設を維持するための方策というのが必ず必要になりますし、子どもが減ってきたときにどういうふうに対応していくのかという撤退の方策みたいなことも考えた上での対応をお願いしたいと、この前にお話をしていたと思うのですね。そういう意味では子どもの状態がどうなるのかというある程度の見通しが立った段階でされるのが一番いいのではないかと、それと同時にそれ以前に本来すぐにできるようなことの手を先に打った上で、やはりこれは足りないということであって新規という形のほうがいいかなと思うのですが、その点はいかがなのでしょう。

○事務局　前回の会議でも申し上げましたとおり、現在先ほど申し上げました隠れ待機児童というのがあるのですが、申込みをして利用できていない方が200名おられます。我々としては先ほども申し上げましたとおり、子育てに優しいまちづくりを目指して子育て世帯の流入であったり女性の就労促進であったり、施策に数々と取り組んでおるような状況の中で、よりそういった環境をよくするためには人口が長期的に減るというのを待つことなく、現在利用できていない方に対してしっかりと保育の枠を確保していくこと、これが必要というふうに考えております。

以上です。

○委員　ということは、3号認定の1歳・2歳で338人足りない予測があって、6年度でも207人、200人ぐらいは待機児童が1歳・2歳に限ってはあるから、もう早いうちに施設が必要だろうなという認識と考えていいわけですね。

○事務局　委員からの御意見でございますけれども、我々としては、今回4つの方策を出ささせていただいて、それぞれ同時といいますか基本的には進めていくべきかなというぐらいの認識は持っておりますが、例えば2つ目の認可園の建て替えによる拡充なんかにつきましては、御承知のとおり令和4年・5年、この2か年の事業といたしまして市内で今4か所の民間園さんが建て替えに着手をいただいているような状況でございます。4・5ですので開設自体は令和6年4月になります。我々としては、その4つの園の拡充分も踏まえた上で一定不足するというのも織り込んでおりますので、定期的に現在4・5の次のステップ、5・6で建て替えもしくは増築をいただくような市内の事業所さんについても御意見をこれまでも募集してきたわけでございますけれども、実際のところは5年・6年での事業過程がなかなか見込めない状況でもございます。いずれにしても行政主導ではなくて、これはどこまでいっても民間施設の建て替え、整備でございますので民間事業者さんで最終御判断いただくわけでございますけれども、近々で言いますと建て替える予定、着手されることがないというところで、このあたりも総合的に先ほど事務局からもあった利用者数の増、ニーズの増なんかも踏まえる一方で、この2番の取組をどこまで進められるのかということも見定めた上で判断をしてまいりたい、そのように考えております。

○委員　ありがとうございました。それと、ついでで申し訳ないのですが、4番目の保育サービスの充実に向けてそれぞれの支援ということで、前回のときも言ったように、保育者の確保、この点、

先生の確保ができなければそもそも施設の定員を確実に受けられないということもありましたので、またくれぐれもよろしくお願ひしたいなと思ひます。

○事務局 保育士確保のところ、4番のところに入ってしまうのですが、先ほど申し上げておりますとおり、やはり実態に即した効果が出るものにつきましては、しっかりと民間施設さんと意見交換、御意見を聞きながらその施策を充実、発展をさせていきたいと思っておりますので、その点については意見交換をしっかりと行っていった上で、よりよいものに活用していくべきというふうにございます。

○委員 私がこの会議に参加させていただいて市役所での会議なので、それが当たり前のことかと思うのですが、数字を追いかけるというか保育所に入りたい御家庭がたくさん増えて、保育施設を拡充するというのは分かるのですが、子育てに優しいけれど子どもにはどうなのかなと思ひて、少し市民代表としては不安だなと思ひて、多分1週間、朝から夕方まで保育園にいてる子どもさんたちはなかなか緑を見ることはないと思うのです。また土曜日、日曜日のお母さんたちがお休みのときに関わらせてくださっていることもあるかと思うのですが、たくさん民間の保育園であったりとか認定こども園ができる中で、じゃあ緑は確保しようとか子どもの目線ですぐこれだけは大事にしようというようなことがなされているのだろうか、今通園バスで子どもが置き去りにされたりする事件も多発しておりますが、やはり子どもの目線での保育ということをもう一度、私は門真市の公立で勤めていたので、その当時児童課のおじさんたちが1か月に1回は園を見にきてくださっていたのです。ここのブランコがどうだとか、ここの砂場は砂が少ないとか、公立だからこそこできたことだと思ひますが、小学校の1年生の担任予定の先生たちが5歳児のクラスを見にきて、気になる手をかけてあげないといけない子どもさんたちは来年どれぐらいいらいっしやいますかということで担任を決めていくという連携をされていたりとか、現場を見て、子どもに優しいことがなされていたのではないかなと思ひたときに、保育園をたくさん造っていくということももちろん大事だと思ひますが、その中身ももう少し、もちろん考えてはくださっていると思うのですが、そこも大事にしていただけたらなど。先日、豊中の友人に会うときに豊中の町並みを歩いていたら、道路のベンチのところに童歌を石碑みたいにして彫ってあって、座ったときにお母さんと子どもが童歌を口ずさめるような環境が至るところにあったりしていいなと思ひたのですが、守口市も子育てに優しく、子どもにも優しい住みたくなるようなまちになったらいいなというふうにおもいました。

○事務局 今回の子こども・子育て支援事業計画中間見直しの論点的には、確保方策がメインとなつて、数字に対しての確保方策というところがやはり議論のメインにはなつておるのですが、当然我々といましては数字だけではなくて、このタイミングで、先ほどから申し上げておりますように、保育の質の向上、教育・保育のサービスの充実というのは、これはセットというふうにございますので、数字だけを追いかけるのではなくて様々な施策にも取り組んでおりますので、その点はしっかりと取り組んでいくというふうにおもっていただければなというふうにございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員 先ほどから定員の拡大についてということなので、今もお話が出ていましたけど、保育の質を高めるというか子どもに優しいというのは、これはもちろん当然のことでありまして、守口市としても進めていただきたいなと私も思ひは同じであります。その定員のことで数字にはなるのですが、人口の推計について私も資料を前回頂いておりましたので、0歳から5歳児の人口推移については、平成29年から乳幼児の無償化が始まったのがそこからなのですが、次の年までにゼロから5歳児人口はいきなりというかあれですけど128人増加してということで、その翌年は172人、その次は145で、105人、どんどん100人ペースで150から100人以上の人口が増えていっている実態がありまして、ちょうど令和4年までにはなるのですが、令和3年から令和4年で6,641から

6, 579ということで、マイナス62ということでここから下降線が見えたということで、これはコロナに影響するのか原因というのがもし分かっていたら教えていただきたいのですが、この部分からの曲線は下を向いているということと、もう一つ資料の提出をいただいたのですけれども、ゼロから4歳の転出・転入、いわゆるどれぐらいの方が他府県から入ってこられているということを見たかったので、ゼロから4歳と5歳から9歳の転入・転出の人数をいただいたのですけれども、これでいくとやはりゼロから4歳なんですけれども、令和1年は転入401名で転出298名ということで差は103人転入のほうが多かったのですが、ゼロから4歳は。令和2年になると転入が343で転出が367でマイナス24になったのと、令和3年は今度はマイナス44ということで、令和2年から逆に転出が増えていっていることと、5歳から9歳人口についての転出・転入は令和元年がマイナス13、令和2年がマイナス14、令和3年になるとマイナス50人ということで、ゼロから5歳児の人口については先ほど冒頭にお話したように一定増えてきてはいるのですが、この転入・転出で見ると転出のほうが増えてきている現状があって、本市の場合は以前から流入・流出が結構激しい、過去からそういう状況にあると思うのですが、こういうところも今後の方策の中には加味していくとか勘案していく必要もあるのかなということで、やはり先ほど来から委員からも意見が出ていますように今後の人口動態についてもなかなか読みにくいことは承知しておりますけれども、そういうところも見ながら実態に見合った形での対応ということで、拡充を図っていただければなと思っております。この人口が減少している状況というのは、原因は何なのかなというのは私なりにも考えたいなど、転出が増えてきている原因・要因、そういうところについても把握はされているのかなということでお願いします。

○事務局 委員からございました人口が減っている要因につきましては、詳細な理由まではつかんでいない状況でございますけれども、この前書面での御意見を回答した際にも資料でおつけしましたように、転入よりも転出が多いという部分、その転出が多い理由というのは把握できておりません。先ほどありました人口の推計についても令和4年度から減少に転じているということも現時点の推計の中ではそういう数字が出てきていまして、要はその分析の中で実態が実際に昨年、1年前から比べて減っているという年齢層がありますので、その年齢層を踏まえて変化率とかを加味した推計を出してというか、総じて減った、全体的にゼロから5歳が減ったという形の数字が出てきたという状況でございますので、具体的な回答はできないのですが、原因までは詳しく分析できていないという状況ですのでお願いいたします。

○事務局 補足でございます。先ほどの人口推計でございますけれども、やはりここは日本全国的にコロナの影響もありまして、実際にコロナの影響で今年度の出生がどれぐらい影響を受けたという数字は今持ち合わせてはいたしませんけれども、人口といたしましては過去からの伸びに対しまして、ほぼ横ばいに推移したというところがございます。実際に過去、平成27年度からの実績を並べた資料を前回お出しさせていただいているのですけれども、平成27年度実績といたしましてはゼロから5歳児人口が6,150名でございます。令和3年度に6,641名というところで、令和4年度がほぼ横ばいといえますか6,579名というところがございますので、我々としていたしましては教育保育の無償化など、子育て支援の取組でしっかりと人口を伸ばしてきたというところで、令和4年度、5年度においては若干横ばい傾向にはなったところではございますけれども、引き続き分析しつつではございますが、そのあたりはしっかりと取り組んでいくというところで考えてございます。以上でございます。

○委員 先ほど委員が言われていた子育てに優しい守口は子どもに優しい守口でもあってほしいとか、私もそのとおりだと思うのです。そして委員が言われていました1施設しか希望しないというところ辺りで、守口市全体の施設の底上げは大事と言われるところもそのとおりだと思うのですけれども、今もう来年度の入園の希望の見学が毎日複数人来ていただいているのですけれども、その中でもやはり配慮の必要なお子さんというのは多数おられます。今うちの園でも1クラスに7人とかの配慮児を抱えての保

育をやっているのですけれども、先生たちが一人一人にきちんと向き合って寄り添って保育をしてくれているのですが、その中には、この説明会でも保護者の方に言われたのですが、民間園でもう出て行ってほしいと言われて新しい園を探してうちの園に来られた方も複数おられます。そして来年度の入園希望の中にも「うちではもう見れません。新しい園を探してください。」と言われて、「行事には参加させられません。皆と同じことができないので休んでください。」と実際に言われている保護者の方が見学に来られるのですね。もう涙ながらに見学に来られたりされるのです。守口市としては配置基準というのは同じだと思うのですね、公立も民間も、そして民間でもきちんと受け入れてくださっている園も当然あると思うのです。でも複数ある施設の中でやはりきちんと子どもに向き合っていないとか、それは人権問題ではないのかなというような発言をする園長先生もおられることも事実なのです。私たちは保護者の方から生の声も聞いていますし、うちの園に入ってください方もおられるのですが、守口市としてのセーフティーネットでチェック機能を果たしていくのが行政の役割と先ほどおっしゃられていたのですが、やはり保護者の方は役所にもクレームの電話とかで「どうしたらいいですか。」というも皆さんはされているのですね。そうしたら何て言われるかといったら、「でもお母さんが選ばれたのですよね。」「お父さんが見学に行ってその園を選ばれたのですよね。」と言われている方も実際におられるのですね。やはり同じ複数の施設、同じ名前の施設が上がってくるのですね、私たちの中では。やはりもっと踏み込んだ視察が必要なのではないかと思いますし、保護者の方が訴えてこられる「辞めてください。」と言われたことに対してはどのように対処されているのかを聞かせていただきたいです。

○会長 言っていたこれは非常に重要で、だからこの1、2、3、4と分けていただいたのですが、やはり3と4の問題にも関わってくると思うので、民間移管の問題と、あと民間こども園で果たしてそういうのできているのかどうか、どう市が後押ししているのかという3と4の問題も含まれますので、もうあまり1、2、3、4を分けなくてそこら辺の問題はどんどん意見を言っていたらいいと思いますので、取りあえず委員のお話の回答を事務局でお願いしたいのですが。

なかなか回答が難しい内容かな。お願いします。

○事務局 今、委員から御指摘があったように、確かに我々市にもそういった園に対してのクレームだったりというのは、これは一律にそういった苦情が入ってくることがございます。その際には各園に確認させていただいて、場合によっては事実確認をさせていただくこととかも含めて、適切に指導等を進めさせていただいているところでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

○会長 いろいろとよろしいですかね、今ので。この問題もそうですし、ほかのこともどんどん意見を出して。

○委員 障害を持っている子どもたちの受入れについては調整を今やっている段階で、調整のポイントで不公平が出ないようにということが大事だというのは分かるのですけれども、保護者の人が自分の子どもが障害を持っているというのを認識した上で、それを分かって受け入れてくれる施設を早めに探したいという気持ちはすごく大事だと思うのですね。そういう意味では受入れの入園についての子どもの最善の利益は何なのかというあたりをぜひ御検討いただけたらなと思います。これは以前からも担当の方にはお話はしているところなのですが、やはり国連の子ども人権条約からも勧告を受けている中に障害児への対応が不適切であるというのがありますし、そういう意味では障害を持っている子どもたちを平等に扱うといったらおかしいかも分からないのですけれども、4月1日の入園がちゃんとできるような形での対応というのもこれから必要かと思えますし、それに対応していないところがあるのであれば、やはりちゃんと配慮をした上で受入れの体制を取っていくというのも必要になろうかと思えます。私たちの会のほうでまたその点についてはくれぐれも委員がおっしゃったことを伝えておきますので、行政としてもそこらあたりのことはぜひ御検討いただけたらなと思います。

○委員 ありがとうございます。また話をしていただけたらありがたいのですが、今回外島認定こども園が民間園に移管するということでは、民間園さんもたくさんの配慮児のお子さんたちを受け入れてくださっていると思うのです。ただ公立園ではその2倍、3倍近い人数の子どもさんを受け入れているのが事実なのです。公立園が減ることによって民間園でもその辺をしっかりとしていただきたいですし、子どもたちの人権をしっかりと守っていただきたい、当然守ってくださっている園もたくさんあると思うのです。ですけどその辺をしっかりとしていただきたいというのが私たちの希望であり、保護者の不安であり、職員も不安なのです、今の支援が必要な子どもたちがしっかりと引き継いでもらえるような民間園さんに後を継ぎたいという思いがあるので、これに寄せていただきました。よろしくお願いたします。

○会長 どうもありがとうございました。このあたりはどうしても公立というのはそういう役割を得て、民間移管になるとどうしてもそこが私立も受け入れるべきだという話はあるけど、実際にはなかなかそういっていない部分というのもあると思うので。

○委員 かなり重複するところもあるのですが、やはり今の量の問題と質の問題というので、この会議以前から出させていただいている流れが、先ほどの事業所運営のところから考えると、大分潮目が変わってくる段階に入ってきたのかなというのがすごく分かっています、以前はこの会議に出ている大体待機児童がどうのということからどうやって増やしていくかという話が多かったのですが、先ほどの委員の方のお話では横ばいになって、また減少していく傾向があるというので、そのあたりから保育園とかは4月新規の入園児で少なければ大分そのダメージも大きいでしょうからそういう話になっていくのだろうと、要は量の問題は待機児の話があって減少していったという事業運営や経営のところと、あとはやはり守口市さんが民間に委託するというのは財政の話があるかと思しますので、そっちの話を民間に委譲していくという流れの中で、多分3番、4番のどこかに職員の処遇のほうに力を入れていくというような話になっていたかと思うのですね。なので民間委託をするという明記していることは皆さんは反対はされていない、だけど処遇をどうするかというようなところはどうするんだという具体的な話がない、だから不安になるのですよね。運営する側も潮目が変わっていく段階をいつからこれをどうしていくか、多分ダウンサイジングしていくしかないと思うので、そういうふうになったときに、今度は民間しかない保育補償のところで公私連携して補償していきますとうたっているところで、今度はどういうところで保育園を支援していくんだというような話にもなってくると思うので、出口戦略が見えないというのが話を聞いていて思うところです。いわゆる量の話、質の話はもちろん関連しているのですが、財政のこととか、2040年に守口市は2万人減ですよ。人口ビジョンで守口市さんが出しているじゃないですか、令和3年度に、2万人減で明石市さんみたいに人口がもう入ってこないわけですよ、このままのやり方だと、そこをどうするのですかというところにタイアップしていかないといけないと思うのですけど、ここではちょっとマクロ的な話はできないと思うので、いずれにしても民間にお願いします、そこで財政的にいろいろと補助がつくから民間でお願いして、もし人口が減になってもダウンサイジングするのは民間の責任でやってもらって、だけど処遇の力を入れていきますと書いてあるので、そこをどうするのですかという話を具体的に聞きたいなと思います。以上です。

○事務局 委員がおっしゃっていただいたとおり、まさに長期的な視点に立ちますと、やはり人口というのは減少していく、我々としては子育て支援施策を取り組んで何とか増やすような取組をしておりますが、長期的な視点でいきますとその流れであると、我々としては、今回の確保方策の考え方の中にも書かせていただいておりますけども、やはり公で維持いたしますと人材面であったり、施設面の部分で非常に硬直的な運営になってまいります。やはりそのあたりにつきましては、我々としては民間主導で確保方策を図って、そこをしっかりと支援していくという表現をさせていただいております。委員がおっしゃるような支援がじゃあ具体的にどういったことかというところが明確なお話

ができていないというところかと思うのですが、ここにつきましては、今までも各民間施設の保育士確保に対する支援であったり、先ほどから出ております配慮が必要な児童に対する受入れの支援、こちらについては価格といいますか、補助金の金額も見直しもしておりますし、この4月から医療的ケアの受入れができるような補助金も組んでおります。加えまして今回のメニューの中で、公立から民間に移管することによって、その財源というのが捻出されております。これは前回の資料で施設整備、並びに運営費で毎年数千万円の財政効果が捻出されてまいりますので、それにつきましてはその財源を活用して、さらなる支援をしっかりとしていきたい我々としては民間主導で行政としてはそれを支援していくという今後の確保方策の導き方というふうに取り組んでいくというような考え方でございます。

○委員 財政的な後方支援とかというのは、やはりこの流れの中で守口市さんが多分行っていくことなのだろうと思うのですね、処遇の具体的なことをどうされるのですかというのは、これは多分逆に言うと守口市さんだけじゃできないというか、あまりそこに期待しても無理なところが多分あるのだろうと思うのです。何でかという、例えばこれは会長も含めそうですけど、養成校の微減傾向でやはり人口減に伴って人材の育成もかなり難しくなっているということと、逆に求人倍率が大阪だけでも5.8倍ですよ。ということはよっぽどのことをしないと人材確保はできない。その中で先ほどの行政がこうやって支援をやっていきますということはほかにも多分やっているの、そこで本当に保育士が確保できるのかという話になっていくと思うのですね。その財政的な支援、移行支援というのはやっていくのだけど、これは多分ここで話し合うことなのかどうか分からないのですが、やはり何かもっとほかにもいい案がないのかなということを検討しながら、それを本当は中身に盛り込んでいくようなことをしないといけないのかなというふうには思うのですが、先ほどはどうされるのですか的な意見になってしまって申し訳なかったのですが、本当はそこを皆さんで考えていかないといけないのかなというふうには聞きながら思いました。すみません、答えを持っていません。以上です。

○会長 どうもありがとうございました。それはかなり難しい点で。

○委員 先ほどからの人口の関係のお話であるとか、サービスの関係のお話であるとか、いろいろと皆さんの御意見を拝聴させていただいてまして、労働行政として携わる者として幾つか御意見をお話させていただきたいと思うのですけれども、まず人口の増減、純粋な人数のお話だけではなくて、私としては今後の守口市の労働力人口がどうなっていくかということとを特に注目して見ていただきたいというふうに思っております。といいますのはやはり共働きが増加している傾向にあるその背景事情としまして、例えばコロナのときに収入が減少されて、2馬力で働きたいなというような御要望が多かったりであるとか世帯収入ですね、年功序列型の賃金というのが見直しをされている動向というのが多くありますので、世帯収入が従来どおりに年とともに上がっていくのか、順調に上がるのかどうか、そのあたりの不安を抱えていらっしゃる方、逆に役職が上がって責任や管理職等についてまでお給料を求めないというような層も一定増えていらっしゃるというお話を聞きますと、やはり共働きでこういうふうな世帯が増加していくのであれば、人口が増えなくてもやはり働きたいという意欲が一定数出てくるのかなと、併せて企業側の立場から言いますと、労働力の確保という意味でこれから新しく新入社員として入ってこられるような方が減っていく中で、新たな労働力の確保として期待を今上げているのが、高齢者もしくはいわゆるマザーズ層と言われている今家事・育児に専念されている世代の方たちになりますので、特に高齢の方よりは逆にマザーズ層に対する期待が会社さんとお話をしていると高いのかなというふうの一部的に感じているところです。そういったことを考えますと、人口の増減というのは一律保育のニーズも高まるのではないのかなというところがありますので、あと来年の春に門真のほうにはなりますが、ららぽーと門真アウトレットパーク大阪門真の開業に向けて、今の施工事業主さんである三井不動産様といろいろと打合わせをさせていただいている中で、やはり地元の方に対する就労を期待されているところが多いというところがありますので、新たにこの地元、守口、門真、寝屋川周辺の方に

対しての就労場所が提供されるということで、就労意欲が高まれば、またニーズが高まっていくところがあると思いますので、そこを引き続きニーズの把握をお願いしたいと思っています。併せまして、定員の拡大をしていく中で、やはり私も気になるのは、定員を増やすのであれば職員の増加が必要なのではないかと、特にこの保育、教育関係の分野というのは今人手不足と言われている分野になりますので、その人材確保に係る支援策というのは市としてどこまで打ち出しができるのか、当然守口市様で単独でできるものではないと思いますし、まして子育て支援政策課さんではなく、どちらかと言えば就労の担当の部署との関わりも出てくるでしょうし、私どもハローワークも守口市様と協働でいろいろと事業をさせていただいておりますので、そういったところも含めて支援策を御検討いただけたらなというふうに思っておりますので、発言をさせていただきました。以上です。

○会長 どうもありがとうございました。非常に重要な点で、女性の労働力率で、たとえ減っていても女性の労働力で上がっているのが保育所に入る子が増えてきたわけなのですが、そのあたりは結構全国的に見るとかなりそれでも増えなくなっている、ちょっと潮目が変わってきている時期にあるので、その中で守口市としてどう判断していくかということになるかなと思います。あとやはり保育士を目指すとか、新卒の学生も減っているので、なかなか新卒の学生を出口のところで、例えば新人には幾らですよと言って取り合うというのがかなり限界に来ている段階ではあるのですね、各市いろいろとやっています。守口市はかなり強いのをやっているのですが、全体が減っている中での確保というのはかなり難しいので、そこは根本的なもうちょっと下のほうの年齢層に働きかけていって、保育士を目指す子どもたちというのを増えていくようなことが大事なのかなと思うのと、先ほど委員が言ってくれた点で、ほかの方も同じようなことを言っているのですが、子育て支援って待機児童も無償化も子どもにとってはそんなにどちらでもいいことではあるのですね、子ども自身には。子どもというのは、保育の質が上がったりとか、例えば緑が多かったりとかそっちのほう子ども自身は大事なので、そっちの面の質のほうをどう上げていくか、当然いわゆる保護者への支援という部分で無償化であるとか待機児童がないというのは大事なのですが、そっちのほうの質、子育ての質自体を上げていくということはどうするかというのが、逆に言えばそれが人口の流入にもつながるところで、今のあのデータを見ると大体小学生に入る頃に逃げていくという、5歳から9歳がすごく転出が多いので、そのあたりをどうしていくかという問題になるのかなというふうには思いました。

では、この件でもいいですし、残りも少ないので放課後児童クラブのお話も別立てで残していますので、この件と教育・保育の量のことと、放課後児童クラブを含めて残りの時間でいろいろと御意見を出していただければと思います。

○委員 限られた時間の中ですみません、発言をお願いしたいと思います。今各委員から保育士の確保についての御意見を頂戴したわけですが、やはり私たちも現場に携わる者として実感しているのがこの保育士確保の難しさということで、前もお伝えしたと思うのですが、過去であれば1人の募集のところに20人、30人という応募があったのですが、やはり今は本当に1人、2人を確保するのが厳しい時代に入ってきているなど、その中で守口市は私たちは類を見ない制度かと思うのですが、施設から半分、また行政から半分を出していただいて緊急雇用対策ということで、民間保育士の緊急確保支援事業という名称になっていますが、いわゆる新卒で就職された方に40万円というものを打ち出して、令和3年から令和6年のところまでそれを進めるということで、一定これも実際にこれは効果は見られているということで、ぜひとも今の状況で言えばこれからまだ保育ニーズが、先ほどのらば一と等の貴重な御意見もいただいたのですが、そういうところから考えれば、保育士の確保はこれはもう一対のもので、保育を進めるプラス保育の質を高めていくということで、量より質に変わってきていると言われておりますので、その意味でも質の高い保育士の方を確保していくということは本当にこれは大きな課題かと思っておりますので、ぜひこの確保方策の中にやはりこの一対となる保育

士の確保のための施策をどう打ち出していくかということもぜひ記載をいただけたらなという思いでおります。

それと、何かもう一つ1歩前に出たそういう確保方策がないのかなということで、私たちも認定こども園会としていろいろと話をする中で人が携わるコミュニケーション、人と人が関わる業種、職業でありますので、もちろん人が大事であって、そういう大事な人を育てていくためにも、これは冗談じゃなくて小学生とか中学生とか高校生のときからこういう現場に足を運んでいただいて、この保育士という保育教諭の仕事の魅力というのをどんどん私たちも発信していかないとならないなと考えています。ですからそういう機会、チャンスをうまく養成校さんとか高校とか中学とか、体験学習では来ていただいているのですが、そういう機会をどンドンうまく利用して本当に保育士になりたいとか、幼稚園の先生、保育教諭になりたいなと思ってもらえるような、そういう部分を私たちとしてはつなげていければなと、そういうバックアップでそこに伴う財政的な支援とかそういうこともお願いできれば、やはり私たちとしては施設としていかに辞職者を減らして、そしてまた質の高い保育者に入ってきていただくという、育てるという意味ではそういうことをやっていきたいなと思っていますので、ぜひともここにはまさに一対のものとしてこれを取り去ることができないものとして、定員の拡充、そして施設の拡充イコール保育士の確保というのは絶対に伴ってきますので、そこについてもまた考えていただきたい、前向きに検討いただきたいなと思っております。お願いします。

○会長 どうもありがとうございました。どうでしょう、このあたりは大学ももちろん重要な部分ですけど、事務局、何かありますか。

○事務局 貴重な御意見ありがとうございました。既に取り組んでいる保育士確保方策につきましても、先ほど来申し上げました新たに捻出する財源をどのように活用するかということもございまして、我々が民間主導で確保方策を打つということでしたら御意見を伺いながら有効的な施策と一緒に考えていくことが必要かなと思います。また保育士の体験といいますか、なる層をどのように拡充していくかということもございまして、守口市も大阪国際大学、会長の協力も得ながらそういった壇上で周知するとか、いろいろな取組をしておりますので、地元の大学とかでもいろいろと協力しながら保育士の確保の手前といいますか、保育士になる層もしっかりと念頭に置いて取り組んでいかなければならないなというふうに考えております。以上でございます。

○委員 時間もあまりないので、児童クラブの件についてなのですが、やはりまだ待機児がいらっしゃるといことも聞いています。それで、できたらこういうことも考えたらどうかなというので提案はしているのですが、各施設の中に児童クラブを造るというのも1つの案かなとは思っています。というのは、知っている先生がいて、あるいは知っている施設の中なので子ども自身、卒園児なんかは特に安定的に気持ちとしては落ち着いた状況で参られるというのが1つ。

それともう一つ、小学校との連携にも絡んでくるのですが、自分たちが育てた子どもたちが小学校に行ってどういうふうに成長しているのかというのを児童クラブをやることで見えてくるのですね。それが実際に自分がやっている保育に反映して修正していったりとか、よりよい子どもたちの成長を促すような方向でできていけばいいかなということで、以前からその話はさせてもらっています。ただ、当然それについての補助金はありませんし、その部屋を確保する、あるいはそこに入れる備品をとかということになると、物価高で意欲は下がっているのですが、やはり子どもたちのことを考えるとそういう方向で児童クラブの受入枠を拡大していくということなんかもこれから先必要ではないかなと思っています。やはり保護者の方が民間を選んでいらっしゃる、その中でも「この園」というのが隠れ待機児という方がいらっしゃるというのは、この園の保育というところにやはり焦点を当てておられるということを見ると、小学校と別の流れの中で、こういう生活をさせたいということも選べる、保護者の意向というのが確保の内容の中の下のほうにもありますけれども、そういうふうな意味でも、ぜひ

これから先の検討課題に加えていただくのはいいかなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局　今回中間見直しの12ページに市の確保の内容と考へ方を書かせていただいております。1点修正というか補足なのですが、待機児童というお話が出たのですけれども、我々児童クラブといたしましては現時点では申込みをされている方については基本的には利用していただくことができているので、実態としてははないと思ひます。しかしながら保護者の選択肢の中で守口市は現在「もりぐち児童クラブ」というのしかございませんので、選択肢が1つしかございませんので、その判断の中で使われていない方もおられる可能性もあるかなと考へております。また放課後児童健全育成事業は届出事業でございます、現時点では届出が出ていないというところですので、確保の内容に案として書かせていただいております。届出があった場合につきましては、しっかりと実施要件、条例に基づいて要件を確認させていただいた上でしっかりと受理して、その上でその支援についても検討していく必要もあるのかなというふうには考へております。以上でございます。

○委員　そういうような形で拡大の意向はというのは聞いてはいるのですけれども、現実的に児童クラブをやっていこうとしたときには、やはりコストの問題がかなり大きな影響がかかってくるわけですね。人員の確保もそうですし、部屋の準備であったりとかそこらのことについて、これから先また御検討いただけたらいいかなと思ひているというお話なのです。よろしくお願ひします。

○会長　ありがとうございます。委員、放課後児童クラブのことで最初何かあったかと。

○委員　本当に大したことじゃないのですが、文言のところに12ページに「もりぐち児童クラブ」入会児童室について、この間も利用児童数の増加傾向にあったクラブについてと「ついて」が2回つくので、増加傾向にあったクラブではとかという文言に替えたほうがいいのではないかなと思ひただけです。以上です。

○事務局　ありがとうございます。御意見を踏まえて、文言の修正等を検討してまいります。

○会長　12時を過ぎていますし、次に御予定がある方も多いかと思ひのですが、これは一応この内容で議論するのはこれが最後になりますので、何かどうしてもお話ししたいということがありましたらお願ひしたいのですが、質問だけでは事後的に出ているのけど、この場の議論に乗らないのでもし何かありましたら最後に。

(その他意見なし)

大丈夫ですかね。どうしてもなかなか十分な議論を尽くすというのは難しいかと思ひのですが、一応議論はこれで終了としまして、本日委員の皆様から出されました意見や内容を踏まえ、次々回の会議では子ども・子育て会議として答申内容を固めたいと考へております。次回の会議で委員の皆さんにおすすめる答申の内容、構成などについては、一旦会長の私に一任いただき、事務局と調整をしながら作成していきたいと考へておりますがいかがでしょうか。御異議のある方は挙手カードでお示しをお願ひします。

(異議なし)

特にないですかね。御異議がないですので、その形で進めさせていただきます。私も皆さんの意見を聞いて本当にそのとおりでとずっと思ひながら、あまりこっちがしゃべって時間を取ったらいけないと思ひて聞いておりましたので、とにかく皆さんが言っていた意見は詰め込むようにしたいなというふうに思ひます。

なお、この会議以降であっても10月7日までは質問は受付可能になっておりますので、何かありましたら事務局まで御送付ください。事務局においてはこれまで同様、委員から提出の意見を取りまとめ、考へ方を記し、速やかに全委員に回答を御送付いただきますようお願いいたします。

それでは最後に事務局からの連絡をお願ひいたします。

○事務局 最後はこちらから事務連絡について説明させていただきます。本日は、各委員の皆様にはお忙しい中会議に御参加いただき、また貴重な御意見を頂戴し誠にありがとうございました。

今回の会議、第37回会議につきましては、10月中旬頃に開催させていただきます。開催方法は本日と同様にウェブ会議を予定しております。日程につきましては、現在事務局にて委員の皆様の御回答内容を基に調整しておりますので、速やかに決定後御報告させていただきます。なお日程については、御回答をいただいていない委員の皆様におかれましては、また事務局宛てに御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

今回の第37回会議の議事内容につきましては、貧困対策推進計画を予定しており、事務局から計画素案を皆様に提示させていただきますので、内容等について御意見等を賜り、検討してまいりたいと考えております。

そして、その次の会議である第38回会議につきましては、10月末頃を目途に開催し、子ども・子育て支援事業計画の中間見直し及び貧困計画、それぞれの答申の取りまとめを想定しております。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、会議への御出席と、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

事務連絡につきましては、以上でございます。

○会長 どうもありがとうございます。

本日の案件は全て終了いたしました。

本日の会議録の署名委員は、木下委員と柏木委員になりますので、よろしくお願い致します。

ちょっと時間が超えてしまいまして、次に要件がある方は御面倒をおかけしましたが、本日の会議はこれにて閉会いたします。

長時間にわたりどうもありがとうございました。

閉会 午後12時6分